部長及び参事官　　会計発第５６号
殿　　平成28年３月17日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

駐在所電気料の支払について（通達甲）

駐在所電気料の支払については、「駐在所電気料の支払について（例規）」（昭和55年８月４日高会発第254号）を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、駐在所電気料の支払に関して次のように定め、平成28年４月１日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

１　県費負担額

県費により負担する駐在所電気料の月額は、次のとおりとする。ただし、支払うべき電気料が当該月額未満の場合は、全額とする。

(1)　冷暖房設備のある施設

ア　夏季（７月～９月実績）　月額　2,180円

イ　冬季（12月～２月実績）　月額　2,305円

ウ　ア及びイ以外の月　月額　1,033円

(2)　その他の施設　月額　1,033円

２　事務処理について

(1)　支払事務処理について

駐在所の電気料は、契約者である警察署長に対し請求があるので、私用負担分も含めた全額を支払うこととし、支出負担行為決議書兼支出命令書に別記様式の電気料支払内訳書を添付して処理すること。

(2)　私用負担分の徴収事務処理について

私用負担分については、電気料の請求を受けた都度歳入の調定を行い、納付書により納付させること。

なお、収入調定書には、関係書類として別記様式の電気料支払内訳書を添付すること。

(3)　適用年月日

平成28年４月１日（４月実績分から）

３　その他

複数制駐在所には、適用しない。

別記様式（２関係）

電気料支払内訳書

支払金額　　￥

ただし　　月分電気料

内　　訳

（単位　円）

駐在所等名	支払金額	内訳		私用負担者	備考
		県費負担額	私用負担額	氏名	